

市民税・県民税申告の手引き

申告書を記入する前に、この用紙をよく読んでください。

下記「申告しなくてもよい方」に該当しない方は令和6年3月15日までに申告してください。

主な改正点について

- ◎ 森林環境税の課税が開始し、均等割税率の加算が終了します。

令和6年度から森林環境税(国税)の課税が始まります。森林環境税とは、市内に住所のある個人に対して課税される国税であり、市民税・県民税均等割と併せて1人年額1,000円が徴収されます。

また、平成26年度から、東日本大震災からの復興に関して実施する防災のための施策に必要な財源を確保するために、市民税均等割に500円、県民税に500円加算されていた均等割税率の引き上げが終了します。

- ◎ 所得税と異なる課税方法による住民税の課税選択が廃止になります。

特定上場株式等の配当所得や上場株式等の譲渡に係る所得について、所得税と異なる課税方法により住民税を課税することが可能でしたが、令和6年度から所得税と同一の課税方法が適用されます。

- ◎ 国外居住親族に係る扶養控除が見直されます。

令和6年度から、30歳以上70歳未満の国外居住親族について、右図の条件に該当しない方は扶養控除の対象外になります。

対象の方	必要な書類
留学により国内に住所及び居所を有しなくなった方	親族関係書類、送金関係書類、留学ビザ等書類
障害者	親族関係書類、送金関係書類
あなたからその年において生活費または教育費に充てるための支払を38万円以上受けている方	親族関係書類、送金関係書類

申告しなくてもよい方

次ページの「市・県民税申告の必要・不必要確認チャート」もご利用ください⇒⇒⇒⇒⇒

下記1から4のいずれかに該当する方は、市民税・県民税の申告書を提出する必要はありません。

- 令和5年分所得税の確定申告書を提出された方、もしくは提出する予定のある方
- 給与の支払いを受けている方のうち、下記(ア)・(イ)・(ウ)の全てに当てはまる方
 - (ア) 給与、公的年金等以外の収入がない
 - (イ) 「給与支払報告書」が勤務先から各務原市役所へ提出されている
 - (ウ) 源泉徴収票に記載されている控除以外の各種控除の適用を受ける必要がない
- 収入が公的年金等のみの方のうち、公的年金等の源泉徴収票に記載されている控除以外の各種控除の適用を受ける必要がない方
- 令和6年1月1日現在、各務原市に住んでいる(住民登録がある)方に扶養されている方のうち令和5年中に収入がない方

※ 合計所得金額が1,000万円を超える方と生計を一にする配偶者の方は、申告書の提出が必要となる場合があります。

※ 令和6年1月1日現在、各務原市に住んでいる(住民登録がある)方のうち、上記の1から4のいずれにも該当しない方は、市民税・県民税の申告書を各務原市役所に提出する必要があります。

※ 各務原市に住んでいない方で、令和6年1月1日において、各務原市内に事務所、事業所、家屋敷等を所有している方は、確定申告書または市民税・県民税の申告書を提出する必要があります。

※ 令和5年中に他の市町村から転入された方には、職業等が不明のため、申告書を送付させていただいております。

《お願い》

この申告書は「国民健康保険料軽減措置」の資料にもなりますので、前年に収入が無い方で令和6年1月1日現在で市内在住のどなたにも扶養されていない方は、申告書二面「★ 通 信 欄」の該当箇所に記入の上、提出してください。

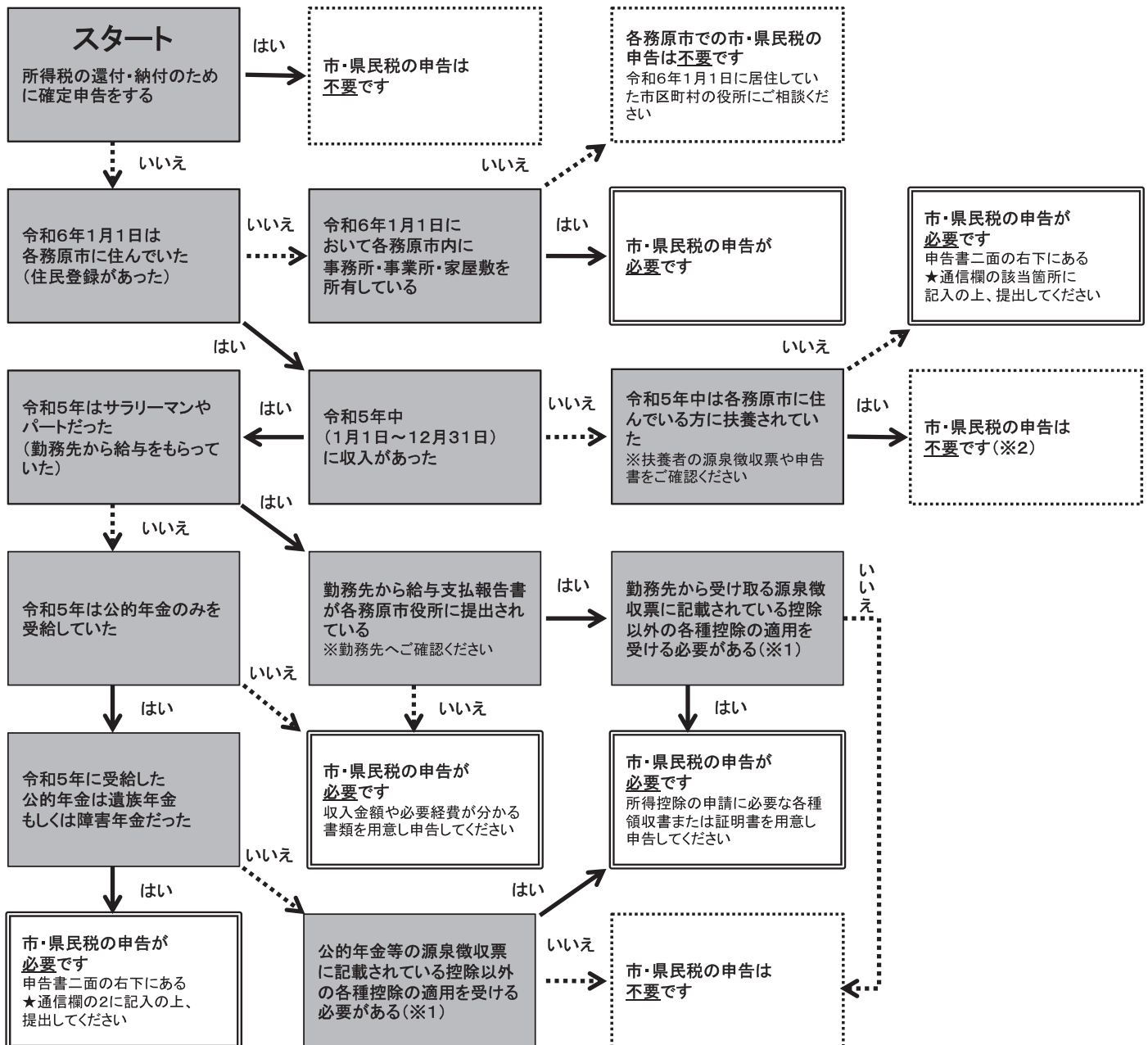
提出先・問い合わせ先

〒504-8555
各務原市那加桜町1丁目69番地
各務原市役所 市民税課 市民税第一係

TEL 058-383-1114(直通)
FAX 058-380-0083
URL <https://www.city.kakamigahara.lg.jp/>

☆ 申告書は、郵送により提出していただくことができます。申告の相談・受付は、市役所市民税課で行います。

市・県民税申告の必要・不必要 確認チャート



※1

- ・ 医療費控除、社会保険料控除、生命保険料控除、障害者控除、配偶者特別控除、寡婦控除、ひとり親控除等があります。
- ・ 国民健康保険料、介護保険料、後期高齢者医療保険料を口座引落とし、または納付書にて納付している方はご自身で納付額を申告していただく必要がございます。ご注意ください。
- ・ 控除の適用の有無については、各種控除の説明ページをご覧ください。

※2 コンビニエンスストアで、マイナンバーカードにより所得課税証明書を取得するためには、申告が必要です。

申告に必要なもの

1. 令和6年度市民税・県民税申告書

※ 申告書は市民税課、各市民サービスセンターほか、各務原市ウェブサイトからも入手できます。

2. 令和5年1月1日から12月31日までの収入金額(所得金額)や必要経費のわかる書類

★ 給与所得者 給与等の支払者から受領した『給与所得の源泉徴収票』 ★ その他の所得者 収支明細書
★ 公的年金等の受給者 公的年金等の支払者から受領した『公的年金等の源泉徴収票』

3. 所得控除に必要な各種領収書または証明書

★ 令和5年分 医療費控除の明細書

※ セルフメディケーション税制を適用する方はセルフメディケーション税制の明細書が必要です。市民税課、各市民サービスセンターほか、各務原市ウェブサイトからも入手できます。

※ 平成30年度から令和2年度までは明細書の添付に代わり、医療費の領収書の添付または提示により医療費控除を受けることが出来ましたが、令和3年度以後は医療費控除の明細書のみでの受付になります。

★ 社会保険料控除証明書または領収書 ★ 生命保険料・地震保険料控除証明書

★ 障害者手帳 ★ 障害者控除対象者認定書など

★ 国外居住親族に係る扶養控除等の適用を受ける方は、親族関係書類及び送金関係書類が必要です。

4. 番号確認書類と身元確認書類

★ 番号確認書類 マイナンバーカード・通知カード・個人番号が記載された住民票の写しなど
※ 通知カードは令和2年5月25日以降、転居等により住民票の内容の変更があった場合は不可

★ 身元確認書類 マイナンバーカード・運転免許証・旅券・在留カード・障害者手帳・健康保険証・年金手帳など

※ 番号確認書類及び身元確認書類をそれぞれ1種類お持ちください。

※ 代理人が申告される場合は、代理人の方の身元確認書類、委任状や申告義務者本人しか持ち得ない書類(マイナンバーカードや免許証の原本や市民税課から送付したプレ印字申告書など)、申告義務者本人の番号確認書類をお持ちください。

申告書の書き方

手順1. 住所・氏名(フリガナ)・職業・屋号・電話番号・続柄・生年月日・個人番号を記入します。

手順2. 収入金額を『1 収入金額等ア～シ』の欄に記入します。

手順3. 収入金額から必要経費等を差し引いた金額を『2 所得金額①～⑨、⑪』の欄に記入し、⑩・⑫の欄はそれぞれの合計額を記入します。

<所得の種類と内容>

所得の種類		内容
事業	営業等 ①	卸売業、小売業、飲食店業、製造業、金融業、サービス業などのいわゆる営業や医師、弁護士、外交員、大工などの自由職業、漁業などの事業による所得
	農業 ②	農産物の生産や果樹の栽培、農家が兼営する家畜の飼育などによる所得
不動産 ③		土地や建物、不動産の上に存する権利、船舶、航空機などの貸付けから生じる所得
利子 ④		国外で支払われる預金等の利子など国内で源泉徴収されないものや、同族会社が発行した社債の利子でその同族会社の判定の基礎となった株主等が支払を受けるものなどによる所得 (源泉分離課税の対象となるものは申告することはできません)
配当 ⑤		株主や出資者が法人から受ける余剰金の配当や、投資信託(公社債投資信託及び公募公社債等運用投資信託を除く。)の収益の分配などの所得 ※ 上場株式等の譲渡所得と上場株式等の配当等の損益通算をする場合は一面の「5 分離課税所得」の欄に記入してください。
給与 ⑥		俸給、給料、賃金、歳費やこれらの性質を有する給与に係る所得
雑所得 ⑩	公的年金等⑦	国民年金、厚生年金、公務員の共済年金、恩給などの所得
	業務⑧	原稿料、講演料、ネットオークションなどを利用した個人取引、食料品の配達などの副収入による所得
	その他⑨	生命保険の年金(個人年金)、賃金の利子、互助年金などによる所得
総合課税の譲渡所得 ⑪		ゴルフ会員権や船舶、機械、特許権、書画、骨とう、貴金属などの資産の譲渡から生じる所得 コ. 短期: 譲渡した資産を取得してから譲渡するまでの保有期間が5年以内の資産の譲渡 サ. 長期: 譲渡した資産を取得してから譲渡するまでの保有期間が5年を超える資産の譲渡
一時 ⑫		賞金、懸賞当選金品、競馬・競輪等の払戻金、生命保険の一時金などの臨時・偶発的な所得

＜所得の計算方法＞

所得の種類		所得の計算方法
事業	営業等 ①	(総収入金額) - (必要経費) ※ 申告書二面の「●収支内訳書」欄、「●減価償却費の計算」欄をご利用ください。
	農業 ②	(総収入金額) - (必要経費) ※ 別紙「収支内訳書(農業所得用)」をご利用ください。(用紙は市民税課にあります。)
不動産 ③		(総収入金額) - (必要経費) ※ 申告書二面の「●収支内訳書」欄、「●減価償却費の計算」欄及び「●不動産所得に関する事項」欄をご利用ください。
利子 ④		(収入金額) = (所得金額)
配当 ⑤		(収入金額) - (株式などの元本の取得に要した負債の利子)
給与 ⑥		(収入金額) - (給与所得控除額) ※ 給与所得の計算表をご利用ください。
雑所得 ⑩	公的年金等⑦	(収入金額) - (公的年金等控除額) ※ 公的年金等の雑所得の計算表をご利用ください。
	業務⑧、その他⑨	(収入金額) - (必要経費)
総合課税の譲渡所得 ⑪		(収入金額) - (必要経費) - (特別控除額) ※ 総合課税の譲渡所得・一時所得の計算表をご利用ください。
一時 ⑪		(収入金額) - (必要経費) - (特別控除額) ※ 総合課税の譲渡所得・一時所得の計算表をご利用ください。

給与所得の計算表

市民税・県民税申告書(以下申告書)中、「1 収入金額等」の「カ 給与」の金額を使用し、計算結果を「⑥ 給与」に記入します。

A=カ 給与収入

給与等の収入金額の合計額(A)		給与所得の金額	
以上(円)	以下(円)		
	550,999	0 円	
551,000	1,618,999	A - 550,000 円	
1,619,000	1,619,999	1,069,000 円	
1,620,000	1,621,999	1,070,000 円	
1,622,000	1,623,999	1,072,000 円	
1,624,000	1,627,999	1,074,000 円	
1,628,000	1,799,999	A ÷ 4 (1,000円未満切捨)	B × 4 × 0.6 + 100,000 円
1,800,000	3,599,999		B × 4 × 0.7 - 80,000 円
3,600,000	6,599,999		B × 4 × 0.8 - 440,000 円
6,600,000	8,499,999	A × 0.9 - 1,100,000 円	
8,500,000		A - 1,950,000 円	

※ 二箇所以上から給与を受け取っている場合、それぞれの収入金額を全て合計して左記の表の計算をおこなってください。

※ 源泉徴収票のない方は必ず申告書二面の「●給与所得の内訳」欄もご記入ください。

下記に該当する場合は、給与所得から所得金額調整控除が控除されます。

1. 給与等の収入金額が 850 万円を超え、次のいずれかに該当する場合

- (ア) 特別障害者に該当する
- (イ) 年齢 23 歳未満の扶養親族を有する
- (ウ) 特別障害者である同一生計配偶者もしくは扶養親族を有する

※ 申告書中、裏面の「● 所得金額調整控除に関する事項」に上記(ア)～(ウ)に該当する方の氏名、続柄(本人の場合は本人)、生年月日、(ア)に該当する場合は障害の等級、別居の場合はその方の住所を記入します。

所得金額調整控除額 = (給与等の収入額(1,000 万円を超える場合は 1,000 万円) - 850 万円) × 10%

2. 給与所得の金額及び公的年金等に係る雑所得の金額があり、給与所得の金額と公的年金等の雑所得の金額の合計金額が 10 万円を超える場合

所得金額調整控除額＝（給与所得の金額※＋公的年金等の雑所得の金額※）－10 万円

※10 万円を超える場合は 10 万円

公的年金等の所得の計算表

申告書中、「1 収入金額等」の「キ 公的年金等」の金額を使用し、計算結果を「⑦ 公的年金等」に記入します。なお、その他の雑所得がある方はその他の雑所得との合計金額を「⑩ 合計（⑦＋⑧＋⑨）」に記入します。

A＝キ 公的年金等

65歳未満の方（昭和34年1月2日以後出生）

公的年金等の金額(A)		公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額		
以上(円)	以下(円)	1,000万円以下	1,000万円超 2,000万円以下	2,000万円超
	1,300,000	A－600,000 円	A－500,000 円	A－400,000 円
1,300,001	4,100,000	A×0.75－275,000 円	A×0.75－175,000 円	A×0.75－75,000 円
4,100,001	7,700,000	A×0.85－685,000 円	A×0.85－585,000 円	A×0.85－485,000 円
7,700,001	10,000,000	A×0.95－1,455,000 円	A×0.95－1,355,000 円	A×0.95－1,255,000 円
10,000,001		A－1,955,000 円	A－1,855,000 円	A－1,755,000 円

65歳以上の方（昭和34年1月1日以前出生）

公的年金等の金額(A)		公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額		
以上(円)	以下(円)	1,000万円以下	1,000万円超 2,000万円以下	2,000万円超
	3,300,000	A－1,100,000 円	A－1,000,000 円	A－900,000 円
3,300,001	4,100,000	A×0.75－275,000 円	A×0.75－175,000 円	A×0.75－75,000 円
4,100,001	7,700,000	A×0.85－685,000 円	A×0.85－585,000 円	A×0.85－485,000 円
7,700,001	10,000,000	A×0.95－1,455,000 円	A×0.95－1,355,000 円	A×0.95－1,255,000 円
10,000,001		A－1,955,000 円	A－1,855,000 円	A－1,755,000 円

- ※ 遺族年金や障害年金の金額は公的年金等の金額に含めず、二面の ★ 通信欄 へ記入してください。
- ※ 申告書二面の「●公的年金等に関する事項」欄へもご記入ください。
- ※ 二箇所以上から受け取っている場合、それぞれの収入金額を全て合計して上記の表の計算をおこなってください。

総合課税の譲渡所得・一時所得の計算表

申告書中、「1 収入金額等」の「コ 総合譲渡短期」に下表 E の金額、「サ 総合譲渡長期」に下表 J の金額、「シ 一時」に下表 O の金額を、下表での計算結果の合計を「2 所得金額」の「⑪ 総合譲渡・一時」に記入します。

<短期譲渡所得>		<長期譲渡所得>		<一時所得>	
収入金額	A 円	収入金額	F 円	収入金額	K 円
必要経費 (取得費等)	B 円	必要経費 (取得費等)	G 円	必要経費	L 円
差引金額 A－B	C 円	差引金額 F－G	H 円	差引金額 K－L	M 円
特別控除額 (Cと50万円のいずれ か少ない方の金額)	D 円	特別控除額 (Hと(50万円－D)) のいずれか少ない方 の金額	I 円	特別控除額 (Mと50万円のいずれ か少ない方の金額)	N 円
短期譲渡所得の金額 C－D	E 円	長期譲渡所得の金額 H－I	J 円	一時所得の金額 M－N	O 円

総合譲渡・一時 ⑪ (J＋O)×0.5＋E

手順4. 「3 所得から差し引かれる金額に関する事項」及び「4 所得から差し引かれる金額」を記入し、⑬から⑳までの合計額(㉑を除く)を㉒に記入します。

※⑬～⑳の控除について、年末調整で適用を受けた内容から変更がない場合は、記入を省略できます。その場合、㉑に市民税・県民税における⑬～⑳の控除の合計額を記入してください。

社会保険料控除

⑬

あなたやあなたと生計を一にする配偶者またはその他の親族が負担すべき国民健康保険料（税）、国民年金保険料、後期高齢者医療保険料、介護保険料などの社会保険料であなたが支払ったり、あなたの給与等から差し引かれた場合その金額が控除されます。あなたと生計を一にする配偶者その他の親族が受け取る年金から引き落とし（天引き）されている国民健康保険料（税）、後期高齢者医療保険料、介護保険料は、あなたの控除の対象になりません。

申告書中、「3 所得から差し引かれる金額に関する事項」の「⑬社会保険料控除」に支払った社会保険料の種類と金額、ならびにその合計額、「4 所得から差し引かれる金額」の「⑬社会保険料控除」に合計額を記入します。

※ 国民年金保険料については証明する書類が必要です。

小規模企業共済等掛金控除

⑭

小規模企業共済法に規定された共済契約（旧第二種共済契約を除く。）に基づく掛金や確定拠出年金法の企業型年金加入者掛金及び個人型年金加入者掛金、条例の規定により地方公共団体が実施する心身障害者扶養共済制度に係る契約で一定の要件を備えたものの掛金を支払った場合に支払った掛金額の合計金額が控除されます。

申告書中、「4 所得から差し引かれる金額」の「⑭小規模企業共済等掛金控除」に合計額を記入します。

※ 支払った掛金額を証明する書類が必要です。（給与所得者が既に年末調整でこの控除を受けている場合は添付・提示は不要です。）

生命保険料控除

⑮

新（旧）生命保険や介護医療保険、新（旧）個人年金保険で、あなたが支払った保険料（いわゆる契約者配当金を除く。）がある場合に控除されます。

申告書中、「3 所得から差し引かれる金額に関する事項」の「⑮生命保険料控除」に該当する生命保険料の支払い金額、「4 所得から差し引かれる金額」の「⑮生命保険料控除」に計算結果を記入します。

※ 支払額などを証明する書類が必要です。

計算式1

旧契約（平成23年12月31日以前に締結した保険契約等）

支払額	控除額の計算式
～ 15,000円	支払合計金額
15,001円 ～ 40,000円	支払合計金額 × 0.5 + 7,500
40,001円 ～ 70,000円	支払合計金額 × 0.25 + 17,500
70,001円 ～	35,000円

計算式2

新契約（平成24年1月1日以後に締結した保険契約等）

支払額	控除額の計算式
～ 12,000円	支払合計金額
12,001円 ～ 32,000円	支払合計金額 × 0.5 + 6,000
32,001円 ～ 56,000円	支払合計金額 × 0.25 + 14,000
56,001円 ～	28,000円

※ 計算式1・2は1円未満切り上げ

保険の種類	支払合計金額	計算式に基づき計算した金額	
新 生 命 保 険 料	円	計算式2（最高28,000円） 円	円
旧 生 命 保 険 料	円	計算式1（最高35,000円） 円	円
新個人年金保険料	円	計算式2（最高28,000円） 円	円
旧個人年金保険料	円	計算式1（最高35,000円） 円	円
介護医療保険料	円	計算式2（最高28,000円） 円	円
		生命保険料控除額（最高70,000円） （ 円 + 円 + 円 ）	

地震保険料控除

⑯

損害保険契約等について、あなたが支払った地震等損害部分の保険料（いわゆる契約者配当金を除く。）がある場合に控除されます。

申告書中、「3 所得から差し引かれる金額に関する事項」の「⑯地震保険料控除」に該当する地震保険料の支払金額、「4 所得から差し引かれる金額」の「⑯地震保険料控除」に計算結果を記入します。※ 証明する書類が必要です。

地震保険料

支払合計金額	控除額
～ 50,000円	支払合計金額 × 0.5 円
50,001円 ～	25,000円

旧長期損害保険料

支払合計金額	控除額
～ 5,000円	支払合計金額
5,001円 ～ 15,000円	支払合計金額 × 0.5 + 2,500 円
15,001円 ～	10,000円

地震保険料控除額
（最高25,000円）
（ 円 + 円 ）

※ 1円未満切り上げ

※ 1契約に地震保険料と旧長期損害保険料の両方がある場合は、どちらか一方しか選択できません。

▼ 寡婦、ひとり親控除 ⑰⑱

あなたが寡婦またはひとり親である場合に控除されます。住民票の続柄に「夫(未届)」「妻(未届)」等、事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる続柄である旨の記載がある方は対象外です。

以下の表を参考に、申告書中、「3 所得から差し引かれる金額に関する事項」の「⑰⑱寡婦、ひとり親控除」の該当する箇所にレ点を、「4 所得から差し引かれる金額」の「⑰⑱寡婦控除、ひとり親控除」に控除額を記入します。

区分	要件	控除額
寡婦	① 夫と死別・離婚した後再婚していない方や夫が生死不明などの方で、子以外の扶養親族があり、令和5年分の合計所得金額が500万円以下の方	26万円
	② 夫と死別した後再婚していない方や夫が生死不明などの方で、令和5年分の合計所得金額が500万円以下の方	26万円
ひとり親	現に婚姻していない方または配偶者が生死不明などの方で、総所得金額等が48万円以下の生計を一にする子※があり、令和5年分の合計所得金額が500万円以下の方	30万円

※ 生計を一にする子のうち、他の方の同一生計配偶者や扶養親族となっている方は除きます。

▼ 勤労学生控除 ⑲

あなたが勤労学生である場合に控除されます。

申告書中、「3 所得から差し引かれる金額に関する事項」の「⑲勤労学生控除」にレ点と学校名を、「4 所得から差し引かれる金額」の「⑲⑳勤労学生控除、障害者控除」に控除額を記入します。

※証明する書類が必要です。

区分	要件	控除額
勤労学生	あなたが学校教育法に規定する学校の学生等である方。ただし、令和5年分の合計所得金額が75万円超の方や、勤労によらない所得が10万円超の方はこの控除を受けることができません。	26万円

▼ 障害者控除 ㉑

あなたやあなたの同一生計配偶者、または扶養親族が令和5年12月31日現在で障害者や特別障害者である場合に控除されます。

申告書中、「3 所得から差し引かれる金額に関する事項」の「㉑障害者控除」に対象の方のお名前、障害の程度、個人番号を、「4 所得から差し引かれる金額」の「⑲⑳勤労学生控除、障害者控除」に控除額を記入します。

※ 証明する書類や手帳が必要です。 ※ 扶養親族が年少扶養親族である場合においても適用されます。

区分	要件	控除額
障害者	身体障害手帳3～6級、療育手帳B、精神障害者福祉手帳2・3級 など	26万円
特別障害者	身体障害手帳1・2級、療育手帳A、精神障害者福祉手帳1級 など	30万円
同居特別障害者	特別障害者である同一生計配偶者や扶養親族で、あなたや配偶者、生計を一にする親族のどなたかとの同居を常としている方※	53万円

※老人ホームなどへ入所している場合は、同居を常としているとはいえません。

▼ 配偶者控除・同一生計配偶者 ㉒

生計を一にする配偶者の令和5年中の合計所得金額が48万円以下で、あなたの令和5年中の合計所得金額が1,000万円以下の場合は、下表の区分に従い、配偶者控除額が控除されます。また、あなたの令和5年中の合計所得金額が1,000万円を超える場合は、配偶者控除は適用されず、同一生計配偶者となります。

申告書中、「3 所得から差し引かれる金額に関する事項」の「㉒㉓配偶者控除・配偶者特別控除・同一生計配偶者」に配偶者の方の氏名、合計所得金額、生年月日、個人番号を記入し、配偶者控除の適用がある「4 所得から差し引かれる金額」の「㉒配偶者控除」に控除額を記入します。

※ 令和5年中に死亡した方も含みます。 ※ 内縁関係の方や他の方の扶養親族、青色事業専従者給与の支払いを受ける方、白色事業専従者となっている方は該当しません。 ※ 配偶者控除と配偶者特別控除を併用することはできません。

▼ 配偶者特別控除 ②②

あなたの合計所得金額が 1,000 万円以下で、生計を一にする配偶者の令和 5 年中の合計所得金額が 48 万円超から 133 万円以下の場合は、下表の区分に従い、配偶者特別控除額が控除されます。

申告書中、「3 所得から差し引かれる金額に関する事項」の「②①②②配偶者控除・配偶者特別控除・同一生計配偶者」に配偶者の方の氏名、合計所得金額、生年月日、個人番号を、「4 所得から差し引かれる金額」の「②②配偶者特別控除」に控除額を記入します。

※ 令和 5 年中に死亡した方も含みます。

※ 内縁関係の方や他の方の扶養親族、青色事業専従者給与の支払いを受ける方、白色事業専従者となっている方は該当しません。

区分				控除額		
				あなたの合計所得金額		
				900万円以下	950万円以下	1,000万円以下
配偶者 控除	一般(昭和29年1月2日以後に出生した方)			33 万円	22 万円	11 万円
	老人(昭和29年1月1日以前に出生した方)			38 万円	26 万円	13 万円
配偶者 特別 控除	配偶者の 所得金 額	48 万円超	100 万円以下	33 万円	22 万円	11 万円
		100 万円超	105 万円以下	31 万円	21 万円	11 万円
		105 万円超	110 万円以下	26 万円	18 万円	9 万円
		110 万円超	115 万円以下	21 万円	14 万円	7 万円
		115 万円超	120 万円以下	16 万円	11 万円	6 万円
		120 万円超	125 万円以下	11 万円	8 万円	4 万円
		125 万円超	130 万円以下	6 万円	4 万円	2 万円
		130 万円超	133 万円以下	3 万円	2 万円	1 万円
		133 万円超		0 万円	0 万円	0 万円

▼ 扶養控除 ②③

あなたと生計を一にする親族のうち、令和 5 年中の合計所得金額が 48 万円以下の方が該当します。

申告書中、「3 所得から差し引かれる金額に関する事項」の「②③扶養控除」に扶養親族の方の氏名、生年月日、同居・別居の区分、続柄、控除額(下表参照)、個人番号、扶養控除の額の合計を、「4 所得から差し引かれる金額」の「②③扶養控除」に控除の合計額を記入します。※ 令和 5 年中に死亡した方も含みます。

※ 他の方の扶養親族、青色事業専従者給与の支払いを受ける方、白色事業専従者となっている方は該当しません。

区分		要件		控除額
一般の控除対象扶養親族		平成20年1月1日以前に出生した方で、(A)、(B)以外の方		33万円
特定扶養親族(A)		平成13年1月2日以後平成17年1月1日以前に出生した方		45万円
老人扶養親族 (B)	同居老親等	昭和29年1月1日以前に出生の方	あなたや配偶者の直系尊属(父母や祖父母など)で、あなたや配偶者との同居を常としている方	45万円
	同居老親等以外		あなたと生計を一にする親族で、同居老親等には該当しない方	38万円

▼ 16 歳未満の扶養親族

あなたと生計を一にする親族のうち、平成 20 年 1 月 2 日以後に出生した方で、令和 5 年中の合計所得金額が 48 万円以下の方が該当します。 申告書中、「3 所得から差し引かれる金額に関する事項」の「16 歳未満の扶養親族」に氏名を記入します。

※ 令和 5 年中に死亡した方も含みます。

※ 他の方の扶養親族、青色事業専従者給与の支払いを受ける方、白色事業専従者となっている方は該当しません。

▼ 基礎控除 ②④

令和 5 年中の合計所得金額が 2,400 万円を超える方については、その合計所得金額に応じて控除額が逡減し、合計所得金額が 2,500 万円を超える方については、基礎控除は適用されません。

申告書中、「4 所得から差し引かれる金額」の「②④基礎控除」に控除額を記入します。

合計所得金額		基礎控除額
以上(円)	以下(円)	
	24,000,000	430,000 円
24,000,001	24,500,000	290,000 円
24,500,001	25,000,000	150,000 円
25,000,001		0 円

▼ 所得税と市・県民税の人的控除差(P.11 に記載の調整控除等で使用します)

控除の種類				差額		
				あなたの合計所得金額		
				900万円以下	950万円以下	1,000万円以下
配偶者控除		一般		5 万円	4 万円	2 万円
		老人		10 万円	6 万円	3 万円
配偶者 特別控除	配偶者の 合計所得金額	48 万円超	50 万円未満	5 万円	4 万円	2 万円
		50 万円以上	55 万円未満	3 万円	2 万円	1 万円
障 害		普通		1 万円		
		特別		10 万円		
		同居特別		22 万円		
ひとり親		父		1 万円		
		母		5 万円		
寡婦				1 万円		
扶 養		一般		5 万円		
		特定		18 万円		
		老 人	同居老親等	13 万円		
			その他	10 万円		
勤労学生				1 万円		
基礎				5 万円		

雑損控除 ㉔

令和5年中に、あなたやあなたと生計を一にする総所得金額等が48万円以下の配偶者またはその他の親族の方で、災害、盗難、横領によって住宅や家財などに損害を受けた場合に控除されます。

申告書中、「3 所得から差し引かれる金額に関する事項」の「㉔雑損控除」に損害の原因、損害年月日、損害を受けた資産の種類、損害金額、保険金などで補てんされる金額、差し引き損失額のうち災害関連支出の金額を、「4 所得から差し引かれる金額」の「㉔雑損控除」に下表での計算結果を記入します。 ※ 証明する書類が必要です。

計算式1

A 損害金額	B 保険金などで補填される金額	C (A - B)
円	円	円
D 総所得金額等※ × 0.1	E (C - D)	
(1円未満は切捨) 円	円	

雑損控除額 ㉔

E か G の多い方の金額

計算式2

F C のうち災害関連支出の金額	G (F - 50,000)
円	円

※ 所得金額の合計額(損失の繰越控除がある場合は繰越損失後の金額)と、分離課税の所得金額(損失の繰越控除がある場合は繰越損失後の金額で、さらに特別控除がある場合は特別控除前の金額)を合算した金額 (総所得金額等について、以下同様)

医療費控除 ㉕

<通常の医療費控除> 令和5年中にあなたやあなたと生計を一にする配偶者その他の親族のために支払った医療費が、一定の金額以上ある場合に控除されます。

<セルフメディケーション税制による医療費控除の特例> あなたが健康の保持増進及び疾病の予防として一定の取組を行い、あなたやあなたと生計を一にする配偶者その他の親族のために令和5年中に支払った特定の医薬品の購入費が12,000円を超える場合に控除されます。

申告書中、「3 所得から差し引かれる金額に関する事項」の「㉕医療費控除」に支払った医療費と保険金などで補てんされる金額、「4 所得から差し引かれる金額」の「㉕医療費控除」に下表の計算結果をご記入ください。

※ 通常の医療費控除とセルフメディケーション税制による医療費控除の特例はいずれか一方を選択してください。

※ 令和3年度からは必ず医療費の明細書をご提出ください。(詳細はP.2「申告に必要なもの」をご覧ください。)

通常の医療費控除

A 支払った医療費	B 保険金などで補填される金額	C (A - B)
円	円	円
D 総所得金額等 × 0.05	E Dと10万円の少ない方の金額	F (C - E)
(1円未満は切捨) 円	円	(最高200万円) 円

セルフメディケーション税制による医療費控除の特例

G 特定一般用医薬品等の購入費	H 保険金などで補填される金額	I (G - H - 12,000)
円	円	(最高88,000円) 円

医療費控除額 ㉕ F または I の金額

<間違いやすい事例>

- 健康診断や特定健康診査の費用は、検査の結果、重大な疾病が発見され、引き続き治療を受ける場合には、控除の対象となります。
- 疾病を予防するための予防接種の費用は控除の対象外です。(インフルエンザ等)

手順5. 二面を記入します。

★ 通信欄

令和5年中のあなたの状況において、以下に当てはまる方は該当する項目に○を付けご記入ください。

- ・令和5年中に収入がなかった方で、
 - (ア) 他の方の扶養もしくは、仕送りで生活していた方 ⇒ 1
 - (イ) 遺族年金・障害年金で生活していた方 ⇒ 2
 - (ウ) 雇用保険の受給により生活していた方 ⇒ 3
 - (エ) 学校に通っていた方 ⇒ 4
 - (オ) 預貯金で生活していた方 ⇒ 7
 - ・その他の方で、
 - (ア) 令和6年1月1日の住所が各務原市ではない方 ⇒ 5
 - (イ) 勤務先から給与支払報告書を市町村に提出済の方 ⇒ 6
 - (ウ) 令和5年分の確定申告書を税務署へ提出した方 ⇒ 8
- ※ その他、上記のいずれにも当てはまらない方は空欄に生活状況について記入してください。

★ 通信欄 (申告者本人が次の場合は、番号・記号を○で囲み、必要事項をご記入ください。)

扶養されている・仕送りにて生活している(あなたを扶養している方またはあなたに仕送りしている方)の住所・氏名及び続柄を記入してください。

① 住所 同 氏名 各務原 太郎 続柄(父)

2. ア 遺族 イ 障害 年金で生活している。金額(円)

3. 平成・令和 年 月 日から雇用保険で生活している。

4. 学生 (学校名) 学年)

5. 令和6年1月1日現在は、本市外に在住していた。
住所

6. 勤務先から給与支払報告書を提出済。 (提出市町村)
勤務先名

7. 預貯金で生活していた。

8. 月 日 確定申告書を 提出先
右記へ提出した。 税務署
1～8 のいずれにも該当しない人は、下の欄に詳しく記入してください。

● 収支内訳書 ※農業所得を申告される方は「収支内訳書(農業所得用)」を使用してください。

科 目		金 額
収 入	① 売り上げ(収入)金額	7,589,632
	② その他の収入金額	100,000
	合計(①+②) ④	7,689,632
売上原価	③ 年初たな卸高	554,236
	④ 年中仕入高	4,639,874
	⑤ 年末たな卸高	865,210
	合計(③+④-⑤) ⑥	4,328,900
差引利益 ④ - ⑥ ⑦		3,360,732
経 費	イ 租 税 公 課	41,800
	ロ 荷 造 運 賃	
	ハ 水 道 光 熱 費	263,100
	ニ 旅 費 通 信 費	56,869
	ホ 広 告 宣 伝 費	60,000
	ヘ 接 待 交 際 費	70,000
	ト 損 害 保 険 料	96,522
	チ 修 繕 費	140,500
	リ 利 子 ・ 割 引 料	
	ヌ 給 料 ・ 賃 金	700,000
	ル 消 耗 品 費	140,321
	ヲ 地 代 家 賃	
	ワ 減 価 償 却 費	279,000
	カ	
	コ	
合 計 (イ ~ コ) ⑧		1,848,112
差し引き金額 ⑦ - ⑧ ⑨		1,512,620
事業専従者控除額 ⑨		500,000
所得金額 ⑨ - ⑩		1,012,620

- ▼ 経費 以下の各経費の金額
- ※ (租税公課) 事業税、自動車税及び固定資産税のうち事業用の部分に対応する金額、収入印紙代など
 - ※ (荷造運賃) 販売商品の荷造りにかかった材料費及び発送にかかった運送代金
 - ※ (水道光熱費) 水道料、電気料、ガス代、灯油代などのうち事業に要した金額
 - ※ (旅費通信費) 電車、バスなどの乗車賃、宿泊代、電話料、切手・はがき代など
 - ※ (広告宣伝費) 新聞雑誌への広告料、折り込み広告の印刷代などの金額
 - ※ (接待交際費) 事業に関連して支出した接待費及び交際費
 - ※ (損害保険料) 支払った火災保険料、損害保険料のうち、事業に関連のあるものに対応する金額

● 収支内訳書

- ▼ 収入 前年中に収入することの確定した金額
- ※ (現物収入) 販売した商品の代金などを金銭以外の品物などで受け取った場合、その品物などを時価で換算して収入金額とします。
 - ※ (自家消費) 自家消費商品などのたな卸資産を家事のために消費したり、贈与したような場合、その商品などを原則として通常の販売価格で計算し、収入金額とします。
 - ※ (損害保険金、補償金) 事業収入に代わる性質をもっているものも、収入金額とします。
 - ※ (その他の収入) 空箱、作業屑などの売却代金やリベートなど事業に付随生ずる収入も、収入金額とします。
- ▼ 売上原価 (年初のたな卸高) + (年中の仕入高) - (年末のたな卸高)
- ※ (たな卸高) 在庫品の評価額を記入します。前もって、たな卸資産の評価方法について、税務署に届出をしていない場合には以下の「最終仕入原価法」により評価します。
- (年末たな卸高) = $\left(\frac{\text{年末のたな卸}}{\text{資産の数量}} \right) \times \left(\frac{\text{年末の一番近い時期に仕入れた}}{\text{そのたな卸資産の仕入単価}} \right)$
- ※ (年中仕入高) 前年中の商品や原材料の仕入額、商品の仕入に係る引取運賃など

- ※（修繕費） 自動車や機械の修理など事業用資産の修繕に要した費用
- ※（利子割引料） 借入金に対する利子及び手形の割引料で事業に要した金額
- ※（給料賃金） 従業員に対する給与、賞与、手当など
- ※（消耗品費） 包装紙、紙紐などの包装材料、鉛筆、ボールペンなどの金額
- ※（地代家賃） 事業用に使用している部分に対する地代、家賃など
- ※（減価償却費） 店舗、倉庫、自動車、機械、器具などの資産の償却額

▼ 減価償却費

減価償却費の計算方法は定率法や定額法がありますが、税務署に前もって償却方法を届けていない場合には以下の定額法で計算します。 ※ 平成 19 年 4 月 1 日より前に取得した資産の場合の取得金額は取得金額の 90% の金額

$$\begin{aligned}
 \text{（減価償却費）} &= \text{（取得金額）} \times \left(\frac{\text{耐用年数に} \times \text{（事業専用割合）}}{\text{応ずる償却率}} \right) \times \left(\frac{\text{前年中の償却月数}}{12} \right)
 \end{aligned}$$

▼ 事業専従者控除額 適用を受ける場合は、一面の「事業専従者」欄に個人番号も合わせて記入してください。

※（事業専従者）
令和 5 年 12 月 31 日時点で年齢 15 歳以上のあなたと生計を一にする配偶者その他の親族で、その事業に 6 ヶ月以上専ら従事している方

市民税・県民税・森林環境税の計算方法

※地方税法等の改正により市民税・県民税の計算方法等が変更になる場合があります。

所得割額※

※所得割額は市・県民税それぞれで計算を行い、それぞれで100円未満の金額を切り捨てます。

$$\begin{aligned}
 &\left(\begin{array}{|c|} \hline \text{所得金額} \\ \hline \text{の 合 計} \\ \hline \end{array} - \begin{array}{|c|} \hline \text{所得控除額} \\ \hline \text{の 合 計} \\ \hline \end{array} \right) \times \begin{array}{|c|} \hline \text{税率} \\ \hline \text{市:6\%} \\ \text{県:4\%} \\ \hline \end{array} - \begin{array}{|c|} \hline \text{税額控除} \\ \hline \end{array} - \begin{array}{|c|} \hline \text{配当割または株式等} \\ \hline \text{譲渡所得割額控除} \\ \hline \end{array} + \begin{array}{|c|} \hline \text{均等割額} \\ \hline \end{array} \\
 &\text{課税標準額(1,000円未満切捨)}
 \end{aligned}$$

▼ 均等割額、森林環境税額

均等割 5,000 円（市民税：3,000 円 県民税：2,000 円）

森林環境税 1,000 円（国税）

※「清流の国ぎふ森林・環境税」が平成 24 年度から導入され、県民税均等割に 1,000 円が加算されています。

※ 森林環境税が、令和 6 年度から導入され、市民税・県民税均等割と併せて 1,000 円が徴収されます。

税額控除

▼ 調整控除

平成 19 年に国から地方に税源が移譲したことに伴い生じる所得税と住民税の人的控除差調整額に基因する負担増を調整するため、所得割額から一定の金額が控除されます。合計所得金額が 2,500 万円を超える場合、調整控除は適用されません。

合計課税所得金額	控除額	市民税	県民税	
200万円以下	①と②のいずれか少ない金額の5%			① 人的控除差調整額
200万円超	①－③の金額 (5万円未満の場合は、5万円)の5%	3%	2%	② 合計課税所得金額
				③ 合計課税所得金額－200 万円

※所得税と市・県民税の人的控除差は 9 ページの表をご確認ください。

▼ 配当控除

株式等の配当所得がある場合は、その額に下表の控除率を乗じた金額が控除されます。

※ 配当等の種類によっては控除率が異なりますので、詳しくは各務原市ウェブサイトをご覧ください。

※ 配当所得について申告分離課税を選択した場合は控除の適用はありません。

課税総所得金額	控除率	
	市民税	県民税
1,000万円以下の場合	1.6%	1.2%
1,000万円を超える場合	1,000万円以下の部分の金額	1.6%
	1,000万円超の部分の金額	0.8%
		0.6%

▼ 住宅借入金等特別税額控除

平成 21 年以降に住宅に入居された方で、所得税で住宅ローン控除が適用されており、所得税から控除しきれなかった住宅借入金等特別控除額がある場合に控除されます。

居住年	①平成21年1月から平成26年3月までに入居	②平成26年4月から令和3年12月までに入居 (※消費税率が8%または10%の場合に限る)	③令和4年1月から令和7年12月まで
控除額	次のいずれか小さい額(上限97,500円) 1.所得税の住宅ローンのうち所得税において 控除しきれなかった金額 2.所得税の課税所得金額等の5%	次のいずれか小さい額(上限136,500円) 1.所得税の住宅ローンのうち所得税において 控除しきれなかった金額 2.所得税の課税所得金額等の7%	次のいずれか小さい額(上限97,500円) 1.所得税の住宅ローンのうち所得税において 控除しきれなかった金額 2.所得税の課税所得金額等の5%

※③に含まれる方のうち、令和 4 年に入居された方で、一定の期間(注文住宅は令和 2 年 10 月から令和 3 年 9 月末、建売住宅、分譲住宅、中古住宅の取得、増改築は令和 2 年 12 月末から令和 3 年 11 月末)に契約をした場合、控除額は②になります。

▼ 寄附金税額控除

都道府県、市町村、特別区、岐阜県共同募金会または日本赤十字社岐阜県支部、住所地の県・市の条例により指定された法人または団体に対して 2,000 円を超える寄附を行った場合に、次の式で計算した金額が控除されます。

控除額	基本控除額
	(寄附金－2千円) × 6%(市) 4%(県) ※ 寄附金の限度額は総所得金額等の30%
特例控除額	(寄附金－2千円) × 右表に定める割合 × 3/5(市) 2/5(県) ※ 都道府県・市区町村に対する寄附金にのみ適用され、個人住民税所得割の20%を限度

課税総所得金額	人的控除差調整額(円)	割合(%)
0	～ 1,950,000	84.895
1,950,001	～ 3,300,000	79.79
3,300,001	～ 6,950,000	69.58
6,950,001	～ 9,000,000	66.517
9,000,001	～ 18,000,000	56.307
18,000,001	～ 40,000,000	49.16
40,000,001	～	44.055

※所得の種類、寄附の内容によって控除額が異なる場合があります。

配当割・株式等譲渡所得割額控除

一定の上場株式等の配当所得及び源泉徴収を選択した特定口座内の上場株式等の譲渡にかかる所得に対しては、県民税配当割及び県民税株式等譲渡所得割として、他の所得と区分して 5%、この他に所得税及び復興特別所得税 15.315%、合計 20.315%の税率による分離課税が行われます。なお前記の所得については、申告をしなくてもよいこととなっていますが、申告をした場合は所得割額から配当割額及び株式等譲渡所得割額が控除されます。また、「申告の有無の選択」「総合課税・分離課税の選択」は所得税と同一の課税方法が適用されます。

市民税・県民税・森林環境税が課税されない人について

■ 森林環境税及び均等割、所得割がかからない方

- ・生活保護法の規定による生活扶助を受けている方
- ・障害者、未成年者、寡婦またはひとり親で、前年中の合計所得金額が 135 万円以下であった方

■ 森林環境税及び均等割、所得割がかからない所得の基準

- ・前年中の合計所得金額が次の算式で求めた金額以下の場合

	同一生計配偶者または扶養親族を有する場合	同一生計配偶者及び扶養親族のいずれも有しない場合
①森林環境税及び均等割、所得割がかからない方	31.5万円 × {(同一生計配偶者及び扶養親族の人数) + 1} + 18.9万円 + 10万円	41.5万
②均等割及び所得割がかからない方	32万円 × {(同一生計配偶者及び扶養親族の人数) + 1} + 19万円 + 10万円	42万
③所得割がかからない方	35万円 × {(同一生計配偶者及び扶養親族の人数) + 1} + 32万円 + 10万円	45万

※③は合計所得金額ではなく、総所得金額等が基準になります。

分離課税所得にかかる市県民税の税率について

所得の種類		市民税	県民税
長期譲渡所得	一般	3%	2%
短期譲渡所得	一般	5.4%	3.6%
一般株式等の譲渡		3%	2%
上場株式等の譲渡			
上場株式等の配当			
先物取引に係る雑所得			

- ※ 分離課税の税率は、所得の種類により異なりますので詳しくは各務原市ウェブサイトをご覧ください。
- ※ 平成 22 年度から株式の配当等を一定の条件により分離課税所得で申告できます
- ※ 平成 29 年度から上場株式等に係る譲渡損失については、一般株式等に係る譲渡所得等からは控除できません。